

【令和3年度午後第36問 解答例】

第1欄		(1)	(2)	(3)
登記の目的		1番所有権登記名義人住所名称 変更	所有権移転	登記不要
申請 事項 等	登記原因及び その日付	平成24年4月6日商号変更 平成29年9月1日本店移転	令和3年6月1日会社分割	
	上記以外の申 請事項等	変更後の事項 商号 株式会社こまち 本店 秋田市大字南長池 100 番地 1 申請人 株式会社こまち	権利者 株式会社はやぶさ 義務者 株式会社こまち	
添付情報		イ	アイウコ	
登録免許税		金 1,000 円	金 15 万 7,000 円	

この解答は、クレアール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、7月5日14:00現在の解答です。
後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

資格★合格クレアール

第2欄		(1)	(2)	(3)	(4)
登記の目的		1番根抵当権変更	1番根抵当権変更	1番共同根抵当権分割譲渡	登記不要
申請事項等	登記原因及びその日付	平成24年4月6日商号変更 平成29年9月1日本店移転	令和3年6月1日会社分割	令和3年6月10日分割譲渡	
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 債務者 秋田市大字南長池 100番地1 株式会社こまち 権利者 株式会社羽後銀行 義務者 株式会社はやぶさ	変更後の事項 債務者 秋田市大字南長池 100番地1 株式会社こまち 秋田市大字南長池 100番地1 株式会社はやぶさ 権利者 株式会社羽後銀行 義務者 株式会社はやぶさ	(根抵当権の表示) 平成4年7月13日受付第19716号 原因 平成4年7月13日設定 極度額 金1,500万円 (分割後の原根抵当権の極度額 金 3,000万円) 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小 切手債権 債務者 秋田市大字南長池100番地1 株式会社こまち 秋田市大字南長池100番地1 株式会社はやぶさ 共同担保目録(け)第9470号 権利者 株式会社奥羽銀行 義務者 株式会社羽後銀行	
添付情報		イウエスセ	ウエスセ	エオキシナ(株式会社はやぶさのもの)	
登録免許税		金2,000円	金2,000円	金3万円	

この解答は、クレアール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、7月5日14:00現在の解答です。
後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

資格★合格クレアール

第3欄

(1)

(2)

(3)

登記の目的	1番(あ)共同根抵当権変更	1番(い)共同根抵当権変更	登記不要
申請 事項 等	登記原因及び その日付 令和3年6月18日変更	令和3年6月18日変更	
上記以外の申 請事項等	変更後の事項 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 電子記録債権 令和3年6月1日吸収分割前の承継 会社株式会社はやぶさに対する債権 権利者 株式会社羽後銀行 義務者 株式会社はやぶさ	変更後の事項 債務者 秋田市大字南長池100 番地1 株式会社はやぶさ 権利者 株式会社はやぶさ 義務者 株式会社奥羽銀行	

第4欄

<p>① 売買契約の締結に当たって会社法上求められる手続 株式会社はやぶさにおける株主総会の承認</p> <p>② 当該売買契約に基づく登記を申請する場合に当該会社法上求められる手続との関係で提供しなければならない添付情報 株式会社はやぶさの株主総会議事録</p> <p>③ 上記①及び②の理由 佐藤一郎は株式会社はやぶさの取締役であるため、本件売買契約は利益相反取引に該当する。したがって、株式会社はやぶさの株主総会の承認が必要であり、添付情報として株式会社はやぶさの株主総会議事録を提供する必要がある。</p>

この解答は、クレアール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、7月5日14:00現在の解答です。
後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

資格★合格クレアール